

特重施設等設置の経過措置期間について (建設業界の労働環境変化による影響)

2025年10月9日

原子力エネルギー協議会

【特重施設等】

- 2013年7月に施行された新規制基準においては、シビアアクシデントを起こさないための対策に加えて、大規模自然災害やテロも含めて様々な事象により万一シビアアクシデントが起きた場合の対策として必要な機能を、まず本体施設等にすべて備えることが求められている。
- 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）（以下、特重施設等）は、「本体施設等により必要な機能はすべて満たした上で、信頼性を向上させるためのバックアップ対策として特重施設等」が求められている。

【経過措置】

- 特重施設等の経過措置期間については、「安全上の重要性、事業者が対応するために必要な期間等を総合的に判断して」設定されており、当初、新規制基準から5年とされていたが、「本体施設等の適合性審査が長期化していることに伴い、特重施設等の審査着手が遅れている等、当初から事情が変わっていること」を踏まえ、2015年に本体施設の工事計画認可から5年以内に変更されている。
- また、2022年には、バックフィットについての考え方を整理した文書として、「バックフィットに係る基本的な考え方」が策定され、バックフィットの対象とするかについて科学的・技術的な見地から判断を行うとともに、個別の具体的事情を考慮した上で、経過措置の内容等について判断するとされている。

- 各事業者は、特重施設等の設置に向け審査及び現地工事に最大限努力し取り組んでいるところであるが、近年の建設業界の労働環境変化（労働基準法改正に伴う2024年の建設業への時間外労働の上限規定の適用、建設業界の人手不足等）により、特重施設等の設置工事の工期長期化の懸念が生じており、他律的な要因による影響が生じている状況となっている。
- 事業者としては、建設業界の労働環境変化により生じる工期影響を踏まえ、経過措置期間を3年延長いただきたいと考えている。

日建連の労働基準法に基づく時間外労働の上限規制への対応について

- 2017年12月22日
日建連は、2024年度からの改正労基法遵守、および担い手確保の対策として、「週休二日実現行動計画」を策定
- 2019年改正労働基準法公布（2024年施行）
建設業における労働基準法に基づく時間外労働上限規制の適用（原則：月45時間、年間360時間）
- 2023年3月29日
国土交通大臣と建設業4団体との意見交換会において、工期の適正化に取り組む申合せ
（建設業4団体：日建連、全建、全中建、建産連）
- 2023年3月30日付
国土交通省 不動産・建設経済局建設業課長より
「働き方改革に向けた取組について」通達
- 2023年7月21日
日建連は、法令遵守のための対策として
「**適正工期確保宣言**」を決定
 - ・「適正工期確保宣言」のポイント
 - 初回の見積提出において「**真に適切な工期**」の提出
 - 発注者のご理解をいただくため、十分な説明をする
 - 協力会社から真に適切な工期に基づく見積りがなされた場合、確認の上、尊重する
- 2024年3月27日 中央建設業審議会決定
「**工期に関する基準**」の改定
 - あらゆる建設工事及び発注者・受注者を対象
 - 著しく短い工期での契約締結とみなされると許可行政庁から発注者に勧告ができる（建設業法第19条6） 他

◆ **真に適切な工期**の前提条件

- ①現場の稼働は4週8閉所を原則とする
- ②週40時間を現場稼働時間の原則とする
- ③適切な歩掛による実稼働時間を前提とする

注1) 宣言の対象は 初回の見積書及び見積りの提出に限る

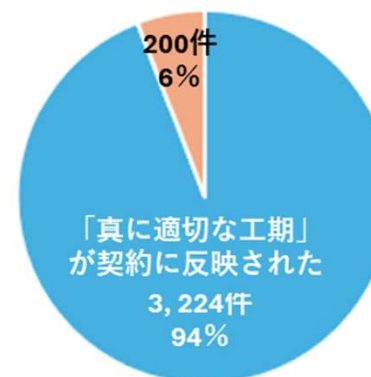
注2) 民間発注の建築工事を対象とする

注3) 契約変更についても対象とする。

注4) 設計・施工一括で受注する場合については、「工期」「工程」に設計期間を含む

- 「真に適切な工期」の確保が困難な場合には、法令遵守の下、その工期に合わせるための必要な増員や費用等を説明し、必要な経費の確保に繋げる
- 協力会社からの「真に適切な工期」を前提とした見積もりがなされた場合には、確認の上、真摯に対応する

宣言に基づき工期を提出した案件の契約への反映状況



2024年度日建連調査

日建連アンケート調査等による現場の意見

【日建連 2025年度 公共工事に関する諸課題の意見交換会の説明資料より】

時間外労働上限規制の影響

- ① 資機材の注文から納入までに要する時間が増加した
- ② 現場で資機材の納入日や納入時間の指定が難しくなった
- ③ 生コンプラントの土日祝日休止が増加し、コンクリート打設日の制約が生じている
- ④ 17時以降コンクリート打設が出来ないなど、制約が生じている
- ⑤ クレーン会社の時間外労働上限規制により基本作業時間の見直し
- ⑥ クレーンの基本作業時間の見直しによる稼働率の低下

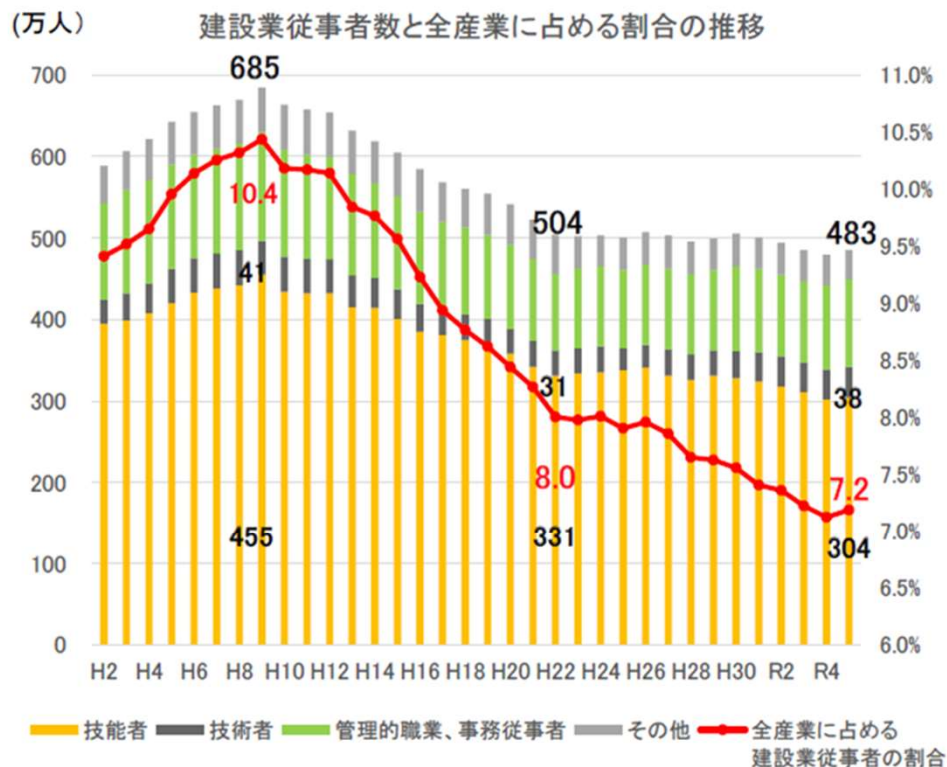
要望事項（抜粋）

- ①土日閉所による週休二日制工事（完全週休二日）の原則導入
 - ②適正な工期設定と条件明示
- ◆ トンネル工事や交通規制を伴う床板取換工事等における働き方の見直し
時間外労働の上限規制の遵守と併せて、将来の担い手不足の課題解決の手段として、昼間1パーティによる作業を基本とすることについての検討が必要

建設業就業者の状況

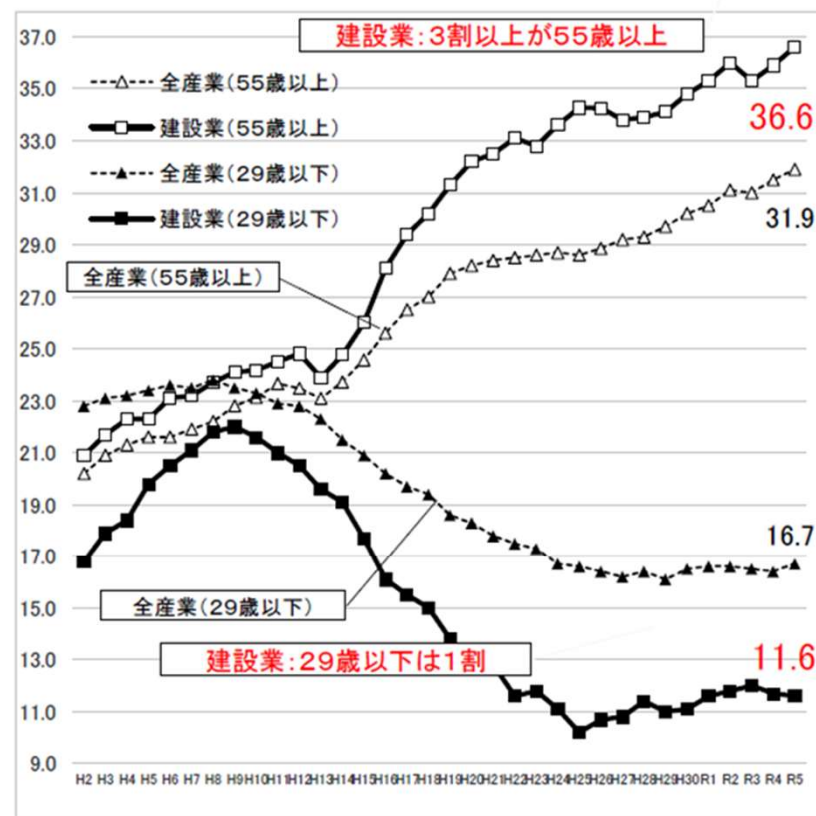
技能者等の推移

	＜就業者数ピーク＞	＜建設投資ボトム＞	＜最新＞
○建設業就業者	685万人(H9)	504万人(H22)	483万人(R5)
○技術者	41万人(H9)	31万人(H22)	38万人(R5)
○技能者	455万人(H9)	331万人(H22)	304万人(R5)



建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して55歳以上が5万人増加(29歳以下は増減なし)。



出典：国土交通省

- 特重施設の設置工事において、ゼネコン各社が施工した実績工期に対し、日建連「適正工期確保宣言」における労働条件下で工事を実施した場合の工期を評価。

ゼネコン	ユニット	①実績工期 週休1日程度、夜間作業あり	②試算工期 4週8閉所、週40hの現場稼働 (建築作業の夜間作業なし)	③工期影響 (②－①)	本体施設設工認認可 から竣工までの期間 ※1
A社	A	5年 0ヶ月	6年 5ヶ月	+1年 5ヶ月	5年7ヶ月
	B	5年 1ヶ月	6年 7ヶ月	+1年 6ヶ月	7年2ヶ月
	C	5年9ヶ月	7年8ヶ月	+1年11ヶ月	5年5ヶ月
B社					
C社	D	5年 2ヶ月	6年 1ヶ月	+11ヶ月	5年6ヶ月
	E	3年 2ヶ月	4年 4ヶ月	+1年 2ヶ月	5年9ヶ月
	F	5年 0ヶ月	7年 9ヶ月	+2年 9ヶ月	5年4ヶ月
D社	G	7年 8ヶ月	8年 8ヶ月	+1年 0ヶ月	5年3ヶ月

※1：ツインユニットの場合、期間の長い値を記載。

最大2年9月の工期延伸が発生することを踏まえ、追加の経過措置期間は3年をご検討いただきたい。